



東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.92

発行：東濃西部広域行政事務組合

訪問販売トラブル

家にいると、家のリフォームや屋根の修理、布団の販売やお手入れなどを勧める、様々な事業者がやってきます。訪問販売は、消費者が自ら出かけて行って購入することとはちがい、突然の訪問をきっかけに、事業者主導の契約となりがちです。そのため消費者が冷静な判断で契約できるように、事業者が守らなければならないルールが法律で決められています。

訪問販売トラブルは、昼間、家にいることの多い高齢者が巻き込まれやすく、周りの方が気付いて発覚することの多いです。また、被害金額が大きいトラブルでもあります。

契約に迷う場合は、まず周りの人に相談しましょう。契約する時には必ず契約書を確認しましょう。トラブルになりそうな場合には消費生活相談窓口にお気軽にご相談ください。



こんな相談ありました



クレジットカードの請求書に見知らぬ請求があったので問い合わせると、オンラインゲームの課金だった。使用していないスマホで9歳と7歳の子どものゲームをしていたので問い詰めると、子どもが私のクレジットカード情報を勝手に入力して課金していたことが分かった。

小さな子どもは、クレジットカードの仕組みを理解していませんが、カードの使い方とカードを使うと代金を支払うことができることを、日常の大人の行動を見て知っています。クレジットカードの管理責任は大人にあります。しっかりと管理しましょう。

5月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	6件
訪問販売	15件
訪問購入	1件
通信販売	49件
連鎖販売	1件
電話勧誘	8件
送り付け商法	3件
無店舗販売	0件
不明・無関係	11件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。

例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業